

設計住宅性能評価の申請要領

【戸建住宅】

■ 設計住宅性能評価の申請要領

□ 設計住宅性能評価の申請について

申請者は、登録住宅性能評価機関で設計住宅性能評価（日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従って評価することをいう。）を受けようとする場合、所定の書類を作成し、申請をして下さい。

1) 申請に必要な書類

設計住宅性能評価を受けようとする場合に必要となる書類は以下の通りです。

1. 設計住宅性能評価申請書（住宅の品質確保促進法施行規則別記第四号様式）
2. 自己評価書
3. 設計内容説明書
4. 設計評価添付図書（申請用設計図書及び各種計算書）
5. 特別評価方法認定による場合は国土交通大臣の認定書の写し
（旧認定による場合は、特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類を含む）
6. 住宅型式認定を受けた型式に適合する住宅 又は 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅は住宅型式性能認定書の写し
7. 認証型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分等製造者等認証書の写し
8. 申請代理人への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）
9. 住宅性能評価に関する契約書

■ 設計住宅性能評価申請添付図書の種類

□ 意匠関係図

- ・ 付近見取り図（案内図）
- ・ 配置図
- ・ 仕様書（仕上表を含む）
- ・ 各階平面図
- ・ 立面図（2面以上）
- ・ 断面図又は矩計図
- ・ 各種計算書（空気環境を確認できる内容を記載したもの。光・視環境について確認できる内容を記載したもの。温熱環境について熱損失係数による場合は、計算書が必要。但し、他の図書に記載した場合を除く。）
- ・ 設備図等（火災時、維持管理等級について確認できる設備を記載したもの。但し、他の図書に記載した場合を除く。）

□ 構造関係図

- ・ 基礎伏図
- ・ 各階床伏図
- ・ 小屋伏図
- ・ 各部詳細図
- ・ 各種計算書（2等級以上で階数が2以下の木造の建築物における基準においても基礎、横架材についての断面検討の計算書及び床倍率の検討が必要。但し、他の図書に記載した場合を除く。）

2) 提出部数について

- | | | |
|--------------------------|-----|-----|
| ・ 設計住宅性能評価申請書 | 正、副 | 計2部 |
| ・ 自己評価書 | 正、副 | 計2部 |
| ・ 設計内容説明書 | 正、副 | 計2部 |
| ・ 添付設計図書（申請用設計図書及び各種計算書） | 正、副 | 計2部 |

・特別評価方法認定による場合は国土交通大臣の認定書の写し	正、副	計2部
(旧認定の場合は、特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類の写し)	正、副	計2部
・住宅型式認定を受けた住宅・住宅型式性能認定を受けた住宅は住宅型式性能認定書写し	正、副	計2部
・認証型式住宅部分等・認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分製造者等認証書写し	正、副	計2部
・申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）	正	計1部
・住宅性能評価に関する契約書	正、副	計2部

(尚、申請書類はA-4ファイルに綴じて提出して下さる様、お願いします。)

3) 提出書類の返却について

申請者に対し設計住宅性能評価書の交付時に副本を返却します。

□ 設計住宅性能評価の申請図書の作成について

・設計図書の作成

建築主及び設計者は各項目の等級の条件、仕様を基に実施設計を行ない、設計図書及び各種計算書等の作成を行ないます。

・自己評価書の作成

自己評価書は設計図書の内容を転記し作成します。(音環境については申請者の選択事項)

・設計内容説明書の作成

設計内容説明書は設計図書の内容を転記し作成します。(音環境については申請者の選択事項)

□ 設計住宅性能評価申請後の計画変更について

- 1) 同じ等級内の変更などの部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の審査が簡単にできる場合）は、変更申告書及び変更関係図書を当センターに提出し、設計住宅性能評価を受けることができます。
- 2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる等、その計画変更が大規模な場合については、当初の設計住宅性能評価申請を取り下げ、改めて別件として設計住宅性能評価の申請をしなければなりません。

□ 設計住宅性能評価書交付後の計画変更について

■当該対象工事の着工前の変更

- 1) 同じ等級内の部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の検査ができ変更状況を容易に確認できる場合）は、変更申告書及び変更関係図書を当センターに提出し、建設評価を受けることができます。
- 2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる変更については、変更設計住宅性能評価申請を行なわなければなりません。

■現場での検査を受ける時点での変更（検査対象の工事が施工中又は完了している場合）

- 1) 同じ等級内の部分的な変更で、基準との照合が容易な変更（変更後の検査ができ変更状況を容易に確認できる場合）は、施工状況報告書と変更申告書を評価機関に提出し、建設評価を受けることができます。

(例 「高齢者等への配慮対策」で開口部の幅を変更した場合等、検査時点で容易に確認が可能な場合等に限る)

ただし、検査時点で確認ができない変更等については次項の扱いとなります。

2) 評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との照合が再度必要になる変更については、変更設計住宅性能評価を行なうか、変更を中止し工事の修正を行なうかを選択し、評価機関に連絡します。

a) 変更設計住宅性能評価を受ける場合

変更設計住宅性能評価書が交付された後に、検査を受けて合格した場合は、建設住宅性能評価書が交付されます。

b) 変更を中止する場合

変更工事が完了している場合には当該部分を除去し、設計評価を受けた設計図書通りに工事の修正を行いません。

c) どちらも成されない場合

建設住宅性能評価の当該工事に関係する項目は最低水準の評価となります。

なお、建設住宅評価申請書等に不備、若しくは虚偽の記載がある場合、登録住宅性能評価機関の責に帰すことができない理由で現場の検査ができない場合（検査対象住戸の検査を行なうことに協力を得られない場合等）、あるいは建築基準関係規定との不適合がある場合、建築基準法による完了検査済証が必要とされるにもかかわらず交付されていない場合等には、登録住宅性能評価機関より建設住宅性能評価書は交付されず、交付できない旨の通知書を交付します。

□ 業務期間の延長について

申請図書の変更がある場合、申請図書の内容に不備がある場合で指定した期日までに申請図書の訂正、追加等がなされない場合、対象建築物の敷地に立ち入り現地調査の協力が得られない場合等については、当センターは理由を明示の上業務期間の延長を請求することができます。